

令和8年5月号

プランドール通信

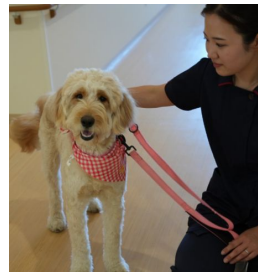


4月のレクリエーション

4月21日火曜日、プランドール錦見の2階ホールで、
ペットとふれあいレクがありました！

職員のワンちゃん(ゴールデンレトリバーのルナちゃん、
柴犬のむぎちゃん、フレンチブルドッグのぼんちゃん)が
あそびにきました♪

多くの入居者様が参加され、わんこに癒される素敵な時間になりました。



今月のレクリエーション

今月のレクリエーションはお買い物です。
南岩国の「しまむら」へ行く予定です。
気分転換にお買い物へ出かけましょう☆
参加希望者を募り、日程を調整します。
ご希望の方は職員までお知らせください。



遺言について

遺言（いごん:一般的には「ゆいごん」と読むことが多いのですが、法律用語では「いごん」と読みます。）は、
ご自身の大切な財産を「誰に、どのように渡したいか」というお気持ちを、きちんと残すためのものです。
遺言書には、主に3つの方法があります。

① 自筆証書遺言

ご自身で全文・日付・お名前を書き、印鑑を押す方法です。財産の一覧はパソコンで作ったものを添付することもできますが、
その場合も署名と押印が必要です。

② 公正証書遺言

公証人という専門家が作成します。証人が2人以上立ち会う必要がありますが、安全性が高く、紛失したり書き換えられたりする
心配が少ない方法です。

③ 秘密証書遺言

内容を他の人に知られずに作ることができ、公証人が「正式な形で作られているか」を確認します。

【気をつけること】

- ・決められた書き方を守らないと、遺言が無効になることがあります。
- ・遺言は何度でも書き直せます。新しく書いたものが有効になります。
- ・相続には法律の決まりもあります。

遺言書の作成について不安がある場合は、弁護士などの専門家に相談されると安心です。

遺言を残すことは、ご自身の安心とご家族への思いやりにつながります。早いうちから、少しずつ考えてみましょう。

